

令和3年5月13日

## 常時使用する労働者数について

当協会の会費は、毎年「4月1日現在の常時使用する労働者数」を基に労働者数の区分に応じた会費を納入していただくことにしていますが、「常時使用する労働者数」については下記により取り扱うこととしますので、対応に遺漏のないようお願いいたします。

### 記

#### 1 労働者数について

- (1) 労働者数は、労働基準法に定める労働者（労働基準法第9条「労働者とは、職業の種類を問わず事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。」）の数とします。
- (2) 従って正社員のみならず、パートタイム職員、臨時雇用者、嘱託職員、派遣社員、契約社員、外国人労働者等は労働者の人数に含まれます。
- (3) 出向（移籍型出向、在籍型出向）社員も原則として労働者数に含まれます。

#### 2 常時使用する労働者について

- (1) 常時使用する労働者とは、常態として使用している労働者とします。
- (2) 従って、臨時的に使用する有期雇用者は常時使用する労働者には含まれません。
- (3) パートタイム職員、嘱託職員、アルバイト等の労働者であって、1日や1週の労働時間数が短い労働者も、常態として使用されている労働者は労働者の人数に含まれます。

#### 3 事業場について

- (1) 事業場については、労働基準法第9条における「事業又は事業所」を適用単位とします。
- (2) 事業又は事業所（以下「事業」という。）とは、「工場、鉱山、事務所、店舗等の如く一定の場所において相関連する組織の下に業として継続的に行われる作業の一体」をいい、「一の事業であるか否かは主として場所的観念によって決定すべきもので、同一場所にあるものは原則として分割することなく一個の事業として、場所的に分散しているものは原則として別個の事業とする。」とされています。従って、本社が東京にあり、支店が大阪、名古屋にある場合などは、一般にはそれぞれ別個の事業になる。」とされています。宮城県内にいくつかの支店、営業所、工場等がある場合は、それぞれが適用事業場となります。
- (3) しかしながら、事業の適用単位がすべて上記の考え方だけで決まるものではなく、「出張所、支所等で規模が小さく組織的関連ないし事務能力を勘案して一の事業という程

度の独立性のないもの(たとえば新聞社の通信部、キヨスクの売店等)の場合であり、この場合には、「直近上位の機構と一括して一の事業として取り扱うこと。」とされています。

#### 4 4月1日現在について

- (1) 労働者数は4月1日現在の労働者数としますが、業務の繁閑により時期的に労働者数が増減する事業場においては、1年を通して常態として使用する労働者数とします。
- (2) 従って、例えば常時10名の労働者を使用する事業場が繁忙期の雇い入れで4月1日時点においては12名となっている事業場では、労働者数は10名とします。

#### 5 その他

- (1) 労働者数の男女別人数については、男女共同参画社会の実現に向けた周知・啓発の取組の際に参考とさせていただきます。
- (2) 派遣労働者数については、派遣労働法の適正な運営に向けた周知・啓発の取組の際に参考とさせていただきます。
- (3) 外国人労働者数については、外国人労働者の適切な雇用管理等における周知・啓発の取組の際に参考とさせていただきます。